

# 公 募 要 領

## 1. 事業名

平成31（2019）年度 単位認定試験会場（渋谷会場）借用に係る公募

## 2. 事業の趣旨

渋谷駅周辺において、平成31（2019）年度単位認定試験の実施を予定しており、この試験で使用するための試験会場を提供できる事業者を公募する。

## 3. 試験日

平成31（2019）年度第1学期 単位認定試験

平成31年7月19日～21日、23日～25日、27日～28日

平成31（2019）年度第2学期 単位認定試験

平成32年1月21日～23日、25日～26日、28日～30日

## 4. 受験者数

500名程度（1時限当り最大受験者数）

受験予定者数は、第1学期は、平成31年6月17日（月）頃まで、第2学期は、平成31年12月12日（木）頃までには確定する予定である。

試験会場の規模は、最終的に確定した受験予定者数によるものとする。

なお、受験予定者数が大幅に減少した場合には、使用予定試験室数、駐車場台数を調整する場合があります、その場合は、予定借料が減額となる場合があるので、留意すること。

※今回の公募における予定借料は、平成30年度実績を基に予定数量を算出したモデルケースの見積書（本学所定様式別紙2）により金額を算出すること。

## 5. 試験会場の条件

試験地内に所在する施設で、次の条件を具備している施設とする。

### (1) 収容可能人数

500名

### (2) 試験室

① 試験室は、筆記試験実施に適した設備を有し、試験監督員が受験者を十分監視できる環境にあること。

② 試験実施に十分な照明を有すること。

③ 各試験室の規模等は、次のア、イの条件により算出した定員が40名から100名程度とし、最大で1時限当たり10室以上使用できること。

また、試験室は可能な限り同一階で確保することとする。

ア カンニング等の不正行為を防止する観点から、受験者の配置は、隣の席との間隔を空けることとし、3名掛け机の場合には、原則として両端の2席のみを、2名掛けの机の場合は1席のみ使用する。

イ 試験監督員が巡視することができる広さの通路（机左右の間隔が60センチ）

チメートル以上) が確保されていること。

- ④ 試験に使用する机・椅子について、がたつきや机表面に凸凹がないこと。
- ⑤ 空調設備、放送設備や上下フロアの物音等試験実施の妨げとなる騒音がないこと。
- ⑥ 部屋を施錠することができ、試験期間中設営状態を保つことができること。
- ※ 別紙2で必要としている部屋数（1日あたりの部屋数・収容人数）を所定の日数で確保できない場合は、部屋数を調整することにより条件（収容人数）を満たすことができるものとする。

(3) 自習室、保健室、試験事務室等

試験会場内に、試験期間中に学生が自習できる自習室(200～400名程度)を1室確保できること。

また、保健室(10名以上収容可能)、試験実施本部(40名以上収容可能)を各1室確保できること。各室とも施錠することができること。

なお、試験実施本部として利用する部屋には電話回線が敷設されていること。

- ※ 別紙2で必要としている部屋数（1日あたりの部屋数・収容人数）を所定の日数で確保できない場合は、部屋数を調整することにより条件（収容人数）を満たすことができるものとする。

(4) 試験会場の環境

① 渋谷駅周辺からの距離が徒歩約15分程度以内であること。

② 原則として、試験当日において、同一会場で他の団体が実施する各種試験等と競合しないこと及び同一建物で授業や他の団体の使用がないこと。

なお、これらの条件を満たさない場合には、その旨及び試験の実施に支障がないと考えられる事情を書面にて明らかにすること。

③ 試験当日、近隣において試験の適切な実施に影響を及ぼすような行事等がないこと。

(5) 利用時間

施設の利用時間(準備・後片付けを含む。)は次のとおりとする。

- ① 試験前日(試験実施本部及び保健室) 13時00分頃～21時00分頃
- ② 試験当日 8時00分頃～21時00分頃
- ③ 試験前日の準備後において、他の者等への貸出し等が行われず、設営状態が保持されていること。

(6) 冷暖房設備

全室冷暖房の設備を有していること。

(7) 身体障がい者への対応

車椅子を利用する者の受験が可能な施設であること(身体障がい者用のトイレ及び車椅子を利用する者が受験することができる机があることなど。試験室の位置によってはエレベータ及びスロープ等があること。)

(8) 駐車場

駐車場(荷物搬入用を含む。)が施設内又は隣接地にあり、指定した学生が期間中に駐車場を利用できる十分な収容台数(1日当たり4台分)を有すること(別紙2)。駐車場の利用にあたっては駐車チケット等を使用し、試験期間終了後、実際に使用した時間に応じた利用料を放送大学学園に請求するものとする。

(9) 物品

試験実施に必要な以下の物品について、貸出しが可能であること。施設に備わ

っていない場合は、期間中レンタル等により準備することでも差し支えない。

① 受験者及び試験監督員用机・椅子は、受験者数のおおむね105%程度に当たる数とする。また、受験者用の机は、2名掛けで着席した際に、隣席の者の筆記等により生ずる振動が伝達されない程度に頑丈かつ強固であるものとする。

② ホワイトボード又は黒板（以下「ホワイトボード等」という。）は、おおむね各試験室につき最低1台とする。また、ホワイトボード等の板面に表示した内容が、着席した受験者から確認できる程度の大きさ、高さのものとする。各ホワイトボード等につき、対応する筆記具及びイレーザーを用意すること。

#### (10) その他

① 試験当日において、災害等の非常事態が発生した場合には、借用時間の延長に応じられること。

② 冷暖房設備等及び施設のトラブルに対し、対応できる職員が試験当日に常駐していること。

### 6. 支払条件

賃貸借代金は、適法な請求書を受領した日から40日以内に放送大学学園財務部経理課において第1学期、第2学期各1回で支払うものとする。

なお、駐車場代が発生する場合は、別途支払うものとする。

### 7. 公募に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 「放送大学学園契約事務取扱規程」第4条及び第5条の規定に該当しない者であること。

(2) 「文部科学省所管における物品購入等契約に係る取引停止等の取引要領」に基づき、文部科学省機関において取引停止又は指名停止の処分を受けている者でないこと。

(3) 公募要領に示した条件をすべて満たしている者であること。

### 8. 応募要領

#### (1) 公募期間

公募開始日 平成31年2月8日（金）

公募終了日 平成31年2月28日（木）

#### (2) 提出書類

公募申し込みにおける提出書類は以下のとおり。

① 公募申込書（別紙1）

② 「提案書」

「提案書」の項目

・施設概要（パンフレットで可）

・試験室、自習室、保健室、試験実施本部、試験監督補助室の位置関係を含めた試験会場配置図

・各試験室の付帯設備の概要（空調、マイク、放送設備等）

・概算見積（提案に係る試験会場の施設使用料及び積算内容）（別紙2）

・試験会場の環境（階ごとの男女別トイレ数及び身障者用トイレ設置場所及び戸数）

- ・試験会場としての貸与実績
- ・試験会場としてのアピール内容

※1 前記5に掲げた各条件についての対応状況をすべて盛り込むこと。

※2 作成に当たっては、日本工業規格A列4番を縦に使用して、横書きで作製し、頁数を入れること。

### ③ 誓約書

## (3) 提出先及び日時

- ① 提出場所 〒261-8586 千葉県美浜区若葉2丁目11番地  
放送大学学園 学務部 学習センター支援室 担当：山岸（やまぎし）  
電 話：043-276-5111（総合受付）（内線4730）  
FAX：043-298-4545  
E-mail：sc-sien@ouj.ac.jp（※メールで問い合わせの際には、必ずタイトル「2019年度 単位認定試験会場（渋谷会場）の公募」と明記すること。

- ② 日 時 平成31年3月8日（金）（17時30分必着）

## 9. 選定方法等

提案された提案書及び上記の調査の結果を踏まえ、上記5の試験会場の条件を具備した施設を提案した者の中から、別途定めた審査基準により、借料、交通の利便性等、試験を実施する会場としての適合性等の観点に基づき審査を行い、最も適当な試験会場を提供すると判断した事業者（評価点が最も高い事業者）を1者、決定することとする。なお、応募があった後、審査の過程で、必要に応じて、本学園から電話による確認、資料等の提出、施設の下見等会場の調査をする場合がある。

また、選定終了後、全ての提案者に選定結果を通知する。

## 10. 契約締結

選定の結果、契約予定者と提案書を基に契約条件を調整するものとする。なお、契約金額については業務計画書の内容を勘案して決定するものとするので、提案書の提示する金額と必ずしも一致するものではない。また、契約条件等が合致しない場合には契約締結を行わない場合がある。

## 11. その他

事業実施にあたっては、契約書及び提案書等を遵守することとし、上記以外の詳細については担当者と打合せを行い、その指示に従うこと。

放送大学学園 学務部 学習センター支援室 行

平成 31 (2019) 年度 単位認定試験会場の借用に係る公募申込書

提案者の所在地	
提案者の名称	
代表者の役職及び氏名	
連絡担当者 役 職 電話番号 F A X 番号	
会場の所在地	
会場の名称	
渋谷駅からの所要時間	
収容可能人数	
借 料	

印

## 概算見積 (年間所要予定額)

項 目	施設名	単 価	利用日数	小 計	備 考
A.試験室①			16日		(収容:40~100名程度)
②			16日		〃
③			12日		〃
④			12日		〃
⑤			12日		〃
⑥			12日		〃
⑦			10日		〃
⑧			8日		〃
⑨			6日		〃
⑩			2日		〃
B.自習室			16日		(収容:200~400名程度)
C.保健室			22日		(収容:10名以上)
D.試験本部			22日		(収容:40名以上)
E.駐車場			16日		1日につき4台分
諸経費					
消費税					
合 計					

※概算見積の算出にあたっては以下の条件による。

I. 利用時間：全て8時00分～21時00分とする。

(ただし、駐車場のみ8時00分～19時00分とする)

II. 利用日数：1日あたり利用する施設数は下記のとおりとするが、最大受験時において下記の施設数では収容人数を満たさない場合は施設数を増加するなど調整すること。また、必要としている部屋数(1日あたりの部屋数・収容人数)を所定の日数で確保できない場合は、部屋数を調整することにより条件(収容人数)を満たすことができるものとする。

(1日あたり) (利用日数) (必要収容人数)

試験室10室 1日×2学期(最大受験時:収容500名以上)

試験室9室 2日×2学期(収容440名以上)

試験室8室 1日×2学期(収容400名以上)

試験室7室 1日×2学期(収容360名以上)

試験室6室 1日×2学期(収容320名以上)

試験室2室 2日×2学期(収容160名以上)

自習室1室 8日×2学期(収容200~400名程度)

保健室1室 11日×2学期(収容10名以上)

試験本部1室 11日×2学期(収容40名以上)

駐車場4台 8日×2学期

III. 公募要領にかかる全ての経費を項目としてあげ、概算見積に含めること。

(例.空調使用料、附帯設備使用料など。ただし室料に含まれる場合は不要。)

# 誓 約 書

平成 年 月 日

放送大学学園

契約担当者（または分任契約担当者）様

住 所

法人名又は商号

代表者職氏名

印

私は、放送大学学園との取引において、下記の事項について誓約いたします。

なお、この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

## 記

1. 放送大学学園との取引に当たり、法令及び放送大学学園の規程を遵守し、不正行為を一切行っていないこと及び今後も一切行わないこと。
2. 不正行為があると認められた場合には、放送大学学園における契約に係る取引停止等の取扱規程に従い、いかなる処分を受けても異議のないこと。
3. 取引について、放送大学学園の内部監査や調査がある場合には、事業の運営に支障が生ずるときその他の正当な理由がある場合を除き、取引帳簿や資料の閲覧・提出に協力すること。
4. 学園内の構成員から不正な行為の依頼等があった場合には通報すること。
5. 以下の「契約の相手方として不適当な者等」に該当しないこと。また、将来にわたっても該当しないこと。
  - A 契約の相手方として不適当な者
    - (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
    - (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
    - (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
    - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
    - (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
  - I 契約の相手方として不適当な行為をする者
    - (1) 暴力的な要求行為を行う者
    - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
    - (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
    - (4) 偽計又は威力を用いて契約担当者等の業務を妨害する行為を行う者
    - (5) その他前各号に準ずる行為を行う者